

少年の毒物及び劇物取締法第3条の3違反事件の鑑定書作成省略措置について
(例規)

昭和54年3月5日
栃防少第114号ほか
栃木県警察本部長通達

少年の毒物及び劇物取締法第3条の3違反事件の鑑定書の作成を省略し、事件処理の迅速化、合理化を図るため必要事項を定めたものである。

本通達の概要は、

- 鑑定書作成省略の範囲
- 代替措置

である。